

千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会設置条例

平成 21 年 12 月 18 日

条例第 39 号

(設置)

第 1 条 本市は、千葉市一般廃棄物処理施設長期責任委託審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(平成 23 条例 31・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審査委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 本市が設置する廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(昭和 45 年法律第 137 号)第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設の運営及び維持管理に関する業務を複数年度にわたり同一の民間事業者に包括的に委託する事業(以下この号及び次号において「長期責任委託事業」という。)に関し、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べること。

ア 長期責任委託事業の実施に関する方針に関する事項

イ 民間事業者の募集に必要な資料に関する事項

ウ 民間事業者の選定に関する基準に関する事項

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(2) 長期責任委託事業に係る業務に係る技術提案書及び事業計画書の審査及び評価を行い、その結果を市長に報告すること。

(平成 23 条例 31・一部改正)

(組織)

第 3 条 審査委員会は、委員 5 人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

3 委員の任期は、2 年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第4条 審査委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査委員会は、委員長が招集する。

2 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 審査委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年9月22日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。